

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 〇〇〇〇 外117名

被告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 〇〇〇〇 外92名

被告 国

## 口頭弁論要旨

### (原告らの個別的権利侵害について)

2020年(令和2年)10月12日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 中 村 尚 志

#### 1 はじめに

原告らは新安保法制法の制定・施行によって平和的生存権, 人格権, 憲法改正・決定権を侵害されています。

その被害は, 被告の主張するような「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」などでは決してありません。

2 本件訴訟の原告らは, 第1陣(平成28年(ワ)第159号)が被爆体験者を含む原爆被爆者及びいわゆる被爆二世であり, 第2陣(平成29年(ワ)第135号)の原告らは様々な年代や職業, 人生経験を持つ方々です。

3 被爆者である原告らの被爆体験は, 壮絶・凄惨そのものです。

(1) 原告の中には, 被爆によって負傷し, 生死の境をさまよった方もいます。原子爆弾の炸裂による閃光と, それに続く爆風により吹き飛ばされ, ひどい火傷やけがを負った者。火傷を負った部分の皮膚が全て剥けるというひどいけがにもかかわらず, 十分な治療も受けられずにひたすらやけどの痛みに泣き

ながら耐えた者。脱毛、嘔吐、発熱、下痢、下血などの放射線による急性症状に苦しんだ者。いずれも筆舌に尽くしがたい苦痛を受けた方々です。

原告■■■■は、火傷とともに、爆風で飛ばされてきたガラスの破片が体に突き刺さり、体中血だらけとなりました。高熱、血便、下痢、脱毛が起こり、やけどの包帯を取り替えるときは、激痛で「死んだほうがましだ」と思うような地獄の日々を送りました（甲D 3、本人尋問）。

- (2) また、被爆後の爆心地付近の長崎の街の状況はまさに地獄絵図でした。家は破壊され、工場もがれきの山となってむき出しになった鉄骨がひん曲がり、市街地は一面焼け野原となっていました。黒焦げの死体、血まみれの死体、やけどにより男性か女性かもわからない死体やけが人、やけどにより皮膚が垂れ下がっているけが人などがあふれ、川にもたくさんの死体が浮いていました。泣き叫ぶ声や助けを求める声があちこちから聞こえました。そのような地獄の中を、郊外へ避難するために、または逆に親族を探しに爆心地に入るために通過した原告の方も大勢います。その記憶は、原告らの中で生涯忘れることのできない恐怖の記憶です。

原告■■■■は、全身ひどい火傷で皮膚が焼きちぎれて垂れ下がったり、手や口がただれ、肉が皮膚から飛び出ている人々、どこが顔か目か分からず、幽霊のように人間の形だけをしていた人々を目の当たりにしました（甲D 3、本人尋問）

原告■■■■は、原爆投下から2日後に爆心地近くの大橋町に入市した際、長崎三菱工場の焼け残った鉄筋と一面の焼け野原、浦上川にたくさんの死体が浮いていたことを今でも覚えています（甲D 1 1 8、本人尋問）。

- (3) そして、原告らの多くが、原爆によって家族、親族、知人等を失いました。原爆によって即死し、遺体や遺骨すら見つからない家族もいます。働き盛りの父や母を失い、幼い兄弟姉妹を失いました。即死はまぬがれたものの、けがにより数日で亡くなる者、一見けがはないものの放射線の影響によりどんどん衰弱して亡くなる者が大勢おり、それを看取った原告らの悲しみは想像に余りあります。

原告■■■■は、長与村（現長与町）の自宅に避難してきた親族6名が亡くなるという経験をしました。3歳と5歳の幼いところは、全身が赤く焼けただけ、「水、水」とうわごとのように言って息を引き取りました。避難してきた際には怪我一つなかった医学生のいところは、1か月程度でみるみる体が衰弱し、最後は汚物を嘔き上げて亡くなるという壮絶な死に方でした（甲D 1 1 8、本人尋問）。

- (4) 被爆者である原告の中には、被爆から数十年後に、被爆による放射線の影響で発症したと考えられるがんなどの疾病に罹患した方もいます。それも一度

だけではなく、別の部位にがんが多発している（多重がん）方もいます。同じ場所で被爆した親族が、がんなどの疾病に罹患している方も大勢おり、自分自身はまだそのような疾病に罹患していない方でも、いつ自分がかんや白血病などを発症するかもしれないという不安と恐怖に常に苛まれています。また、一度は治癒しても、再発や別のがんを発症するのではないかと不安と恐怖に常に苛まれています。長崎大学名誉教授で日赤長崎原爆病院名誉院長である ████████ 氏の意見書（甲B73）や証人尋問でも明らかのように、①被爆者は多重がんを発症する確率が高いこと、②原爆放射線により臓器を維持している幹細胞の遺伝子が傷つき、その結果、原爆放射線の人体に対する影響は、被爆者の生涯にわたって持続する事実、生涯にわたってがんになる確率が上がり続けているという事実が科学的に明らかになっています。被爆者である原告が抱えている健康に対する不安や恐怖は極めて現実的なものであり、その不安や恐怖からは、一生逃れることはできないのです。

- 4 被爆二世である原告らも、被爆者である親から、壮絶な被爆体験を聞かされ、あたかも自らが体験したかのように、その話を明確に記憶しています。また、被爆二世である原告らは、被爆による放射線の影響で苦しんだり死に至った親、近親者、知人などの姿を間近で見て来ました。原爆放射線の遺伝的影響はまだ科学的には解明されていないものの、そのような体験から、自らもいつがんや白血病などの死に至る病気に罹患するのだろうという健康不安や恐怖に苛まれています。

原告 ████████ は、母親が被爆者である被爆二世ですが、高校生のとき、被爆二世である級友を急性白血病で亡くしました。その級友は健康でしたが、ある日突然体調を崩し、急性白血病で余命2週間と診断されました。原告平野は級友の突然の死を目の当たりにし、いつ自分も放射能の影響による病が発症するのか、自分だけではなく自分の子どもや孫にも影響は出ないかと不安にさいなまれています（甲D102, 本人尋問）。

- 5 被爆者及び被爆二世の原告らは、そうした自らの体験から、戦争や核兵器の悲惨さ、残虐さ、恐ろしさ、非人道性を身をもって理解し、戦争や原爆の惨禍・苦しみをもう誰にも経験して欲しくないという必死の思いを抱いて今日まで生きてきました。こうした原告らは、誰よりも平和を切実に求めている方々です。

原告築城昭平は、新しく作られる日本国憲法が学校の授業で取り上げられた際、皆で感激しながら話合いをし、戦争のない平和な日本になろう、これであんな苦しみをしなくても済むという気持ちでいっぱいになりました。その後、中学校の教師として長年平和教育に力を注ぎ、50年に渡り修学旅行生たちに被爆体験や

戦争は二度としてはならないという話をしてきました（甲D3，本人尋問）。

原告■■■■は、戦争体験や被爆体験から、戦争をしないと定めた日本国憲法が自らの中で一番大切な位置づけとなり、二度とあの地獄のような体験を若者たちにさせたくないという思いから、小中高生たちに対して戦争や被爆体験の語り部活動を続けてきました（甲D118，本人尋問）。

原告■■■■は、被爆二世という自らの出自を出発点として、被爆二世問題、在外被爆者の問題、中国人強制連行の問題、被爆体験者の問題、高校生平和大使や高校生1万人署名などに取り組んできました（本人尋問）。

戦後、日本が戦争をすることもなく、また戦争に巻き込まれることもなく、平和に暮らすことができたのも、日本国憲法9条があったからこそであり、原告らの誰もが日本国憲法9条の存在意義と尊さを理解し、大事に思っています。原告らは、戦争や原爆の惨禍、敗戦を経験し、先の大戦の反省から生まれた日本国憲法に基づく平和国家としての歩みの実績を積み重ねることで、自らの人格の中心に憲法の平和主義を位置づけ、自らのアイデンティティーを確立してきました。

6 第2陣の原告らは、被爆者、戦争体験者、元教師、元公務員、マスコミ関係者、大学教員、労働組合活動に関わってきた者、基地の街佐世保で平和運動を続けてきた者、子を持つ親、牧師、元自衛隊員など、様々な人生経験やバックボーンを持つ方々です。

(1) 原告■■■■は、元教師です。原告■■■■は、旧満州の新京特別市（現在の長春）で生まれました。戦後、日本への引揚げまでの間、また引揚げ時に、多くの辛くて怖い体験をしました。

原告■■■■は、中学1年の社会の時間に、先生が、日本国憲法には戦争放棄をうたう9条があるのだと熱心に教えられたことを今でも覚えています。この先生の教えが、原告熊江の戦争体験と憲法9条を強く結び付け、「戦争のない平和な世の中にしたい」という信念を作り上げました。

原告■■■■は、40年間、教師として勤務しましたが、この「戦争のない平和な世の中にしたい」という信念は、原告■■■■の教師生活にも大きな影響を与えました。この信念があったからこそ、原告■■■■は平和教育に力を入れてきました。退職後も「教え子を再び戦場に送るな！」をスローガンに掲げる「長崎県退職女性教職員の会」の代表などを務め、平和の大切さを語り、手記などでも訴えてきました。

（甲D21，本人尋問）

(2) 原告■■■■は、元地方公務員です。対馬支庁勤務のとき、軍事は民事を抑圧するという経験をしました。自衛隊の3軍統合演習が対馬で実施され、自衛

隊は、原告川原たちの抗議にもかかわらず、対馬支庁の県職員が設計・建設に携わり民生用に作られた港湾、道路、空港を使用したのです。

地方自治体は住民の暮らしの安定と向上に資することを目的としており、職員もそのために業務に従事しています。原告■■■■は、既に退職していますが、住民の福祉向上のため、自治体職員としてこれまで築き上げてきたもの、自治体職員として働いてきた誇りがあります。

また、原告■■■■には障害を有する長男がいます。障害を持つ子の親として、息子が心穏やかに過ごせる居場所を確保することにずっと苦心してきました。

(甲D 2 4 の 1, 甲D 2 4 の 2, 本人尋問)

- (3) 原告■■■■は、日本基督教団の牧師です。原告■■■■は、人の命はかけがえないものであり、そうであるが故に、宗教とは、人の命に寄り添う、人が生きることに関わり添って行くものであるという信念を持っています。

また、原告■■■■が所属する日本基督教団は、1966年に「第二次大戦下における日本基督教団の責任に関する告白」を出しています。この戦争責任告白は、国策により戦争に向かっていく政府の方針を応援するために作られた団体であったこと、戦争を是認し支持したことへの反省と、その過ちを今後繰り返すことのないよう、もしまた日本が戦争をしていくようなことになったら、絶対反対の声を上げていくという内容です。教団は原告■■■■も含め、この告白を大切にしていって歩み続けています。

(甲D 2 2 の 1, 甲D 2 2 の 2, 本人尋問)

- (4) 原告■■■■は、ジャーナリストです。原告■■■■は大学卒業後、40年間記者を務め、その間30年に渡って、原爆、平和問題の取材と番組制作を行ってきました。退職後もフリーのジャーナリストとして、原爆、平和問題の取材を続けています。

戦時中のマスコミは、軍部と政府に屈服し、軍部の嘘の発表を垂れ流しました。その結果、国民を煽り戦争に駆り立て多くの犠牲者を出しました。日本のマスコミは、その反省に立って戦争につながる動きに警鐘を鳴らし、歯止めをかける責任があると原告関口は考え、非戦と平和の報道に務めてきました。その際、原告関口の心強い拠り所となったのが、憲法9条でした。憲法が戦争放棄をうたい、武力の行使を禁じていることは、報道で非戦、平和のメッセージを発信する後ろ盾となったのです。憲法9条こそが原告■■■■のジャーナリストとしての活動を支えてきました。

(甲D 2 3, 本人尋問)

- (5) このように、第2陣の原告らは、それぞれの人生経験やバックボーンは多種多様ですが、原告らに共通しているのは、戦争を絶対にしてはいけない、繰り返

返してはならないという平和への願いです。原告らは、日本国憲法の個人尊重の理念、平和主義の理念を人格形成の中心に位置付け、自らのアイデンティティを確立してきました。

7 このように、第1陣及び第2陣の原告らは、それぞれの体験、職業経験、人生経験から、日本国憲法の平和主義の理念を人格の中心に位置付け、自らのアイデンティティを築いてきました。その信念に基づいて、平和運動などの具体的な活動を行ってきた方々も大勢います。

そのような原告らは、二度と日本が戦争をしたり、戦争に巻き込まれることはないと考え、信じていました。

ところが、新安保法制法の制定・施行によって、原告らの認識は大きく覆されてしまい、原告らは、日本が戦争に巻き込まれるのではないかという強い不安を感じています。このような不安感、決して漠然としたものではありません。戦争や被爆の想像を絶する恐怖、絶望、痛み、悲しみなどを実体験し、または、父母などから直接その体験を幾度も聞き追体験している第1陣の原告ら、そして、自らの体験、職業経験、人生経験から平和を切実に願う第2陣の原告らであるからこそ、自身の経験と結びついてしまうことで、その不安を具体的で明確なものとして感じる事ができ、心を大きく乱し、痛めつけ、苦しめているのです。

また、新安保法制法の制定・施行は、原告らが築き上げてきた自らのアイデンティティを根底から否定するものでもあります。日本国憲法の平和主義とともに生きてきた原告らにとっては、新安保法制法の制定・施行は、自らの人生の否定であり、人格の否定であり、自分の生きるものの中心に位置するものの破壊です。これほど具体的で大きな精神的苦痛はありません。

そして、これらの精神的苦痛は、原告らの人格の中心にある日本国憲法9条を、憲法改正手続きを経ることなく実質的にその内容を変えられてしまったことによってもたらされており、その憤りや精神的苦痛の大きさは想像するに余りあります。

これまで個別に紹介してきた原告らは、新安保法制の制定・施行による精神的苦痛について、本人尋問や陳述書で、次のように述べています。

「時々、ぱっと現実の（B29の）爆音が聞こえてみたり、それから、夢の中で、あの被爆したときの近所の人々の幽霊のような姿が出てきたり、そういうことが出てくるようになりました。」「（平和の尊さを話してきた子ども達に対して）うそをついたんじゃないかというような気持ちを持っています。」「戦争を絶対にしないということが、安保法の制定・施行により消えてしまうのかと思うと、残念で悔しくてなりません。」（原告■■■■■）

「私たちがそういう語りべをしてきたことが、まるでうそかなんかみたいに、国の方針によって曲げられたことが大変私にとっては残念でなりません。」

「(日本が戦争に巻き込まれる)ものすごく不安を感じます。不安だけならいいんですけど、これは実現する可能性が高いんです。」「(過去の戦争体験や被爆の体験を)ものすごく思い出されます。ものすごくつらいです。」(原告■■■■)

「私が目指している平和な世界の実現と真逆にある」「本当に私たちの運動にとって、許すべからずものだということを感じました。」「私たちは戦後世代ですけど、戦後世代ではなく新たな戦前がもう生まれようとしているんです。そういった状況を本当に危機感を持って私たちは捉えています。」(原告■■■■)

「私は憲法9条は平和の証だということを先生に教えられました。そして平和教育を一生懸命やってきました。しかし、この新安保法制による戦争ができる国になるっていうことは、今まで私がやってきたことはいったいなんだろうかと、平和教育が無になると思うと、とてもいたたまれなく怒りを感じています。」「(自衛官になった教え子が)自衛隊の海外派兵で、もし戦争に巻き込まれたら、殺されたり、殺したりするんじゃないかと、とても心配です。」(原告■■■■)

「私が関わってきた公共施設が軍事利用され、そして関わってきた自治の仕組みがそういうことに利用されていくことになると、私は何のために仕事をしてきたのか、私の労働は何だったのか、私の人生そのものが否定されたというふうな気持ちになります。」「戦争になれば、多大な戦費が出費されるようになり、それを賄うために福祉関係の予算が削られてしまうのではないかと心配しています。そうすると、今まで受けられていた支援が受けられなくて息子はどう生活していけばいいだろうかと、そういうことが心配になってまいります。」(原告■■■■)

「(安保法成立の直後から、政府の方針を批判する声が押し潰されるような)ものすごく同調圧力というものが強くなってきているというふうに感じます。」「私は私でいたい、私の思いっていうものを大切にしたいっていうふうに思っているんですが、それとは裏腹に、何か大多数の意見に従わなければいけないっていう、そういうのにすごく精神的な苦痛を感じています。」「(宗教者とし

て) 私たちが信念として持っている戦争反対, 平和の実現っていうことを, この法案によって覆されてしまうのではないかと, そして, そのことに対して自分自身が加担させられていくのではないかと。そういうことを思うと, ほんとに精神的に追い詰められてしまう, 苦痛に感じてしまう」(原告■■■■)

「私は, 長年戦争をするなということを伝えてきたわけですが, 日本を戦争する国に変えてしまった安保法制は, 私のジャーナリストとしての人生を否定したと受け取っています。」「戦争をするなというメッセージを発信してきた私のジャーナリストとしての努力, あるいは人生が無意味だったということの意味してしまいます。私は, 安保法制の制定を阻止できなかった自分の無力さを痛感し, 打ちのめされました。」「憲法9条は戦争するなと訴えていた私の精神基盤です。その9条を破壊した安保法制というのは, 私の存在を破壊したのと同じです。絶対に許せない。今でも怒りがこみ上げてきます。」(原告■■■■)

このように, 原告らの受けた権利侵害及びそれによる精神的苦痛は, 「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」では決してありません。

以 上